

規 則

管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇九

管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第一条 管理職員特別勤務手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―五七〇)の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削り、第三号中「任期を定めて採用された職員」の下に「(以下「特定任期付職員」という。)」を、「給料表の号給又は」の下に「同条第三項(職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号。以下「育児休業条例」という。))第二十条(同条例第二十四条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次条第三号において同じ。)」の規定による」を加え、同号イ中「任期付職員条例第四条第三項」の下「(職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号。以下「育児休業条例」という。))第二十条(同条例第二十四条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同条第四号中「給料表の号給又は」の下に「同条第五項(育児休業条例第十九条(同条例第二十四条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次条第四号において同じ。)」の規定による」を加え、同号イ中「任期付研究員条例第五条第五項」の下「(育児休業条例第十九条(同条例第二十四条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

第二条第一項に次の二号を加える。

三 特定任期付職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第四条第三項の規定による給料月

額 六千円

ロ 五号給 五千円

ハ 二号給から四号給まで 四千円

ニ 一号給 三千円

四 任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給

又は同条第五項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び任期付研究員条例第五条第五項の規定による給料月額 六千円

ロ 四号給及び五号給 五千円

ハ 二号給及び三号給 四千円

ニ 一号給 三千円

第二条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 条例第十六条の二第三項の委員会規則で定める勤務は、同条第一項の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

2 次に掲げる場合には、条例第十六条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第二項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第十六条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合

二 条例第十六条の二第二項の勤務をした後、引き続いて同条第一項の勤務をした場合

附則第二項中「第一条第一項及び第二条第一項」を「第一条及び第二条」に、「第一条第一項第一号及び第二条第一項第一号」を「第一条第一号及び第二条第一号」に改める。

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（埼玉県人事委員会規則七一〇七三）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に、「第一条第一項及び第二条第一項」を「第一条及び第二条」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。